

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	避難行動要支援者関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、避難行動要支援者関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和5年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	避難行動要支援者関係事務
②事務の概要	災害対策基本法(等)の規定に則り、災害の発生に備え、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿を作成する。登録内容には、地区担当民生委員、行政協力員又は行政連絡員、近隣に住む避難支援者情報も含まれる。 なお、登録情報は、福祉事務所のほか、市防災課、市居宅介護支援事業者等連絡協議会、市消防本部、長崎県警察、松浦市社会福祉協議会、民生委員、行政協力員及び行政連絡員、自主防災組織で共有する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・避難行動要支援者名簿の作成・管理 ・個別避難計画の作成・管理
③システムの名称	地域福祉支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
避難行動要支援者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 災害対策基本法第49条の10 松浦市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松浦市条例第33号)第4条第1項及び別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市福祉事務所 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 災害対策基本法第49条の10	番号法第9条第2項 災害対策基本法第49条の10 松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年松浦市条例第33号)第4条第1項及び別表第1の4の項	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉事務所長 小林 一成	福祉事務所長 岡 正文	事後	
令和1年6月30日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 災害対策基本法第49条の10 松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年松浦市条例第33号)第4条第1項及び別表第1の4の項	番号法第9条第2項 災害対策基本法第49条の10 松浦市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松浦市条例第33号)第4条第1項及び別表第1の4の項	事後	
令和4年3月11日	I しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点 令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	申請書受理、システムへの登録、登録者及び地区担当民生委員への登録台帳の交付を行う。登録内容には、地区担当民生委員、地区嘱託員、近隣に住む避難支援者情報も含まれる。 なお、登録情報は、福祉事務所のほか、市防災課、市地域包括支援センター、市消防本部、警察署、松浦市社会福祉協議会で共有する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・申請書に関する確認	災害の発生に備え、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の情報を登録する。 登録内容には、地区担当民生委員、行政協力員又は行政連絡員、近隣に住む避難支援者情報も含まれる。 なお、登録情報は、福祉事務所のほか、市防災課、市居宅介護支援事業者等連絡協議会、市消防本部、長崎県警察、松浦市社会福祉協議会、民生委員、行政協力員及び行政連絡員、自主防災組織で共有する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・避難行動要支援者名簿の作成・管理 ・個別避難計画の作成・管理	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	令和5年4月18日時点 令和5年4月18日時点	事後	